

問1 犯罪や人々の争いごとなどを裁判で解決することを何とといいますか。

問2 お金の貸し借りなど人々の間の争いごとを裁く裁判を何とといいますか。

問3 強盗や殺人など、罪を犯した人を裁く裁判を何とといいますか。

問4 裁判の判決に納得できないときは原則、3回まで裁判を受けることができます。この仕組みを何とといいますか。

問5 くじで選ばれた国民が問3の裁判に裁判員として参加する仕組みを何とといいますか。